

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金交付事業

質疑応答集

令和3年7月15日追加、改訂

1 対象となる事業者、対象要件について

- Q. どんな業種が対象か。
- A. 日本標準産業分類に属する小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業等で、かつ群馬県による「ストップコロナ!対策認定制度」に該当する業種が対象となる。
- Q. 対象業種にないものは助成金の対象とならないのか。
- A. 対象にならないが、群馬県によるストップコロナ認定制度の対象業種として認められると確認できた場合は対象とする。
- Q. 整体院は対象になるか。
- A. サービスの一部に治療行為として保険が適用されるものがある場合には「医療・福祉」に該当し対象外。保険が適用されない場合には「生活関連サービス業」として対象とする。
- Q. 本店が市外にあって、太田市にあるのは支店だが、該当になるか。
- A. 本店が市外であっても、その代表者が太田市在住で、かつ市内に経営する支店(店舗)があれば、該当になる。ただし、フランチャイズ店については、フランチャイズ契約により本部からの支援、助言が受けられる体制にあるという観点から該当にならない。
- Q. フランチャイズ契約によらない、企業名を冠した販売店は助成対象になるか。
- A. 助成対象として可。
- Q. 法人の登録所在地は市外だが、代表者は太田市に住民登録である。該当になるか。
- A. 代表者が市内に住民登録してから今日まで引き続き太田市民で、かつ個人として市税への納付実績を有していれば、該当になる。
- Q. 法人の所在地は太田市だが、代表者は太田市に住民登録がない。該当になるか。
- A. 代表者が太田市に住民登録がなければ該当にならない。
- Q. 住民登録のほかに要件はあるか。
- A. 代表者本人とその家族に太田市税の滞納がないことが条件となる。
また法人申請の場合には、上記のほかに法人市民税の滞納がないことも必要。
- Q. 法人登録が市外の場合、法人市民税の滞納がないことの証明はどうすればいいか。
- A. 太田市内に事業所があれば、均等割り等により法人市民税を納付していると思われるが、もし納税地が市外であれば、納税地の自治体で税の完納証明を取得し添付すること。

- Q. 事業所の経営は法人が行っているが、個人としての申請は可能か。
- A. 個人申請も可とするが、法人の納税状況の確認を行う必要があるため、「太田市税等納税確認照合票(法人用)」と「承諾書(法人用)」の提出も必要。
- Q. 使用する建物はもともと未登記物件であり、また令和3年1月以降に起業したことから、令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書にも記載されていない。対象となるか。
- A. 自己所有建物の場合には、建築基準法に基づく建築確認申請書等で店舗所在地、床面積が分かるものを、賃貸借の場合には賃貸借契約書で店舗所在地、床面積を確認することができれば対象となる。
- Q. 古くから太田市の店舗を経営しているが、居住は太田市には住んでいない。近々太田市に引っ越し予定だが、助成金の対象となるか。
- A. 助成の対象にはならない。助成の条件として太田市に居住要件があり、令和3年4月1日から引き続き申請時点において太田市に居住していることが必要。
- Q. 大企業である親会社から出資を受ける一定の割合とは。
- A. 発行済み株式または出資の2分の1以上を同一の大規模法人が所有している場合をいう。
- Q. 床面積300㎡以下とは。
- A. 店舗に関する部分(販売ブース、倉庫、事務所、WC等)で、当該店舗が占有利用するすべての床面積の合計をいう。ただし、フードコート等で各店舗が共用で利用する部分は除く。
- Q. 市税については「滞納がないこと」とあるが、完納している必要があるか。
- A. 原則として滞納がある場合は助成金の対象とならないが、各々の状況を鑑みた上で要相談。
- Q. 法人規模としては資本金の額又は出資の総額は3千万円で、常時使用する従業員数は90人である。太田市内で小売業部門と学習支援業部門とに分けて営業しているが、助成金の対象を確認したい。
- A. 資本金、従業員数は法人全体の規模で考えるため、法人として常時使用する従業員数が90人という事であれば、小売業にあつては50人を超えるため助成対象とはならず、学習支援業にあつては100人を超えないため、助成金の対象となる。
- Q. 店舗内の休憩所に設置する備品についても対象になるか。
- A. 対象になる。ただし、店舗併用住宅等で休憩所が住宅部分(居住スペース)である場合は対象にはならない。また、店舗から離れた部分にある休憩所等については、店舗との関係性を確認する必要があるため協議を要し、場合によっては現場を確認した上で判断する。
- Q. 太田市内を始め県内数ヵ所で小売店舗を営んでいるが、申請要件にあたらない店舗(市外又は店舗面積300㎡を越えた店舗)宛て、名義でまとめて購入し、助成金の該当となる太田市内の店舗へ振り分けた。この店舗は助成金の対象となるか。

- A. 助成金の対象にはならない。ただし、複数店舗を経営する一の事業者名義で購入したものを市内店舗に振り分けた場合には、窓口受付において、申請書(店舗)ごとの購入品目と数量、金額を確認し、それが店舗に設置されていることを写真で確認できる場合には認める。

2 給付金額について

- Q. お店をいくつか経営しているが、お店の数だけもらえるか。
- A. 1店舗に対しての助成なので、対象要件に合致する市内の店舗であれば、店舗の数だけ助成金の交付ができる。この場合、申請は店舗ごとに必要となる。

3 必要書類について

- Q. 本人確認の書類は運転免許証のコピーだけでいいか。
- A. 運転免許証の写しだけ可。運転免許証の写しが提出できない場合は、マイナンバーカードの写し(写真面)やパスポートの写し(写真面)などを提出すること。
- Q. 顔写真入りの本人確認ができない場合は申請できないのか。
- A. 健康保険証の写しのほか、住所・氏名が記載されているものの写し(病院の診察券や水道料金検針票等)の2点を添付できれば可。

- Q. 開業が令和3年1月以降のため、確定申告書類はないが、売上げがわかるものとしては何を添付すればいいのか。
- A. 売上げ収支伝票、日計表等の経営状況の確認ができるものでも可。

- Q. 業としてではなく趣味として小売販売をしている。助成金の対象となるか。
- A. 対象にならない。

- Q. 通帳のコピーは表紙でいいか。
- A. 通帳のコピーは、表紙を開いた見開きのページのコピーで。

4 申請書類の提出について

- Q. 申請書類の提出方法は？郵送でも申請可能か。
- A. 窓口で提出書類や領収書の内容などを確認しながら受付けるので、申請は太田市役所5階の産業政策課へ直接提出。郵送申請は不可。

- Q. 提出は行政センターでも可能か。
- A. 行政センターへの提出は不可。産業政策課の窓口へ直接提出すること。

- Q. 助成金交付は先着順か。
- A. 窓口申請による先着順。受付の順番に番号を付し、この順番で助成金を支出する。そのため、受付後であっても前の受付番号の審査結果により予算が満了した場合には、その後に受け

た申請書はすべて不支給となる。

Q. 1つの事業者で複数の店舗を経営しているが、まとめて備品を購入したことにより、領収書が共通になっている場合の対応方法について。

A. 窓口受付において、申請書(店舗)ごとに購入品目と数量、金額の確認を店舗への設置写真と突合せながら行うが、申請者におかれては説明できるようにご準備願いたい。

Q. 領収書を紛失した。

A. 購入先に領収書の再発行が可能かどうか確認し、再発行をお願いすること。再発行ができない場合には、発注の事実が分かるもの(発注書、注文履歴、納品書等)、支払いをした事実が分かるもの(カードの利用明細、銀行の振込記録等)及び設置写真を確認した上で判断する。これ以外の場合は助成金の交付はできない。

Q. 宛先のないレシートでもよいか。

A. 不可。購入者(宛先)がないものは当該店舗のために購入したもののか否かの確認が取れないため認められない。

Q. 領収書では品名を「備品一式」等としているため、購入したものの詳細は記載されていない。窓口で説明すれば認められるか。

A. 認められない。購入先に領収書の再発行が可能かどうか確認し、再発行をお願いすること。再発行ができない場合には、発注の事実が分かるもの(発注書、注文履歴、納品書等)、支払いをした事実が分かるもの(カードの利用明細、銀行の振込記録等)及び設置写真を確認した上で判断する。

Q. 領収書では購入品名は記載されているものの、数量については一式としてまとめてしまっている。窓口で説明すれば認められるか。

A. 1備品当たりの単価についての説明内容と設置写真を確認した上で判断する。

5 給付(支払い)について

Q: 申請してからどの程度で助成金は交付されるのか。

A: 受付後の審査において交付条件を満たしたもののから、月3回の太田市金券の支払いスケジュールに準じて交付する。

Q: 給付金は現金ではもらえないのか。

A: 申請の際に届け出いただいた口座への振込となり、現金での給付は不可。

Q: 振込口座の名義人は誰でもいいか。

A: 振込口座の名義人は、原則、法人の場合は会社名義、個人の場合は事業主。法人の場合は、代表者名義でも可とする。